

※平成25年4月1日以後交付適用

政務活動費の手引

平成26年2月
沖縄県議会

目 次

I 政務活動費の制度

1 制度の目的	1
2 政務活動とは	1
3 運用の基本原則	1
4 根拠法令	2
5 制度の概要	2
6 経費別具体例	3
7 政務活動費を充当するのに適しない例	13
8 会費として支出するのに適しない例	14
9 宿泊料	15

II 政務活動費の事務

1 事務手続きの流れ	16
2 会派結成届等の手続き	17
3 証拠書類の整理保管等	17
4 収支報告	18
5 残余の返還	19
6 収支報告書等の閲覧	20
7 税制上の取扱い	20

【 資 料 】

1 様式及び記入例	21
2 関係法令	38
3 起点間距離早見表	59



I 政務活動費の制度

1 制度の目的

平成12年4月、地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定、自己責任の領域が拡大し、二元代表制の一翼を担う地方議会の役割や責任はますます重要なものとなった。

このような中、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から平成13年4月に地方自治法により政務調査費の交付制度が設けられた。その後、平成24年9月に名称を「政務活動費」に改める等の地方自治法の一部改正（平成25年3月施行）が行われた。

2 政務活動とは

政務活動とは、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るための活動をいう。

政務活動費は、これらの活動に資するため必要な経費の一部として「地方自治法第100条第14項から第16項まで」、「沖縄県政務活動費の交付に関する条例」及び「沖縄県政務活動費の交付に関する規程」に基づき、会派及び議員に対し交付されるものである。

3 運用の基本原則

(1) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員が行う政務活動に直接必要な経費（実費）に充てることが原則である。ただし、その内容及び額は社会通念上妥当な範囲内であることを前提とし、議員の私的財産の形成等につながるものには充当できないものとする。

(2) 按分による原則

会派及び議員の活動は、議会活動、政務活動、政党活動、選挙活動等多岐にわたり、一つの活動が政務活動と同時に議員としての他の活動の側面を有する場合が多い。その場合の経費は、それぞれの業務の従事割合に応じて、会派及び議員の責任において合理的理由により按分するものとする。（なお、按分後の1円未満の端数は切り捨てるものとする。）

明確に区分できない場合は、要した経費の2分の1を上限とする。

4 根拠法令

- ・地方自治法（第100条第14項から第16項）……………38頁
- ・沖縄県政務活動費の交付に関する条例……………39頁
- ・沖縄県政務活動費の交付に関する規程……………47頁
- ・沖縄県政務活動費収支報告書等閲覧要綱……………57頁

5 制度の概要

交付対象	会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員	条例3条
交付額	会派 月額10万円×所属議員数 議員 月額15万円	条例4条 条例5条
交付方法	四半期毎	条例9条
経費の範囲	会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費。	条例2条
収支報告	・会派の代表者及び議員は、収支報告書を、その交付を受けた年度終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。 ・会派が消滅した場合、任期満了、辞職等により議員でなくなった場合は、収支報告書を、会派の消滅・任期満了等の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。 ・収支報告書を提出するときは、領収書等の写しを併せて提出しなければならない。	条例10条
議長の調査及び透明性の確保	議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めなければならない。	条例13条
政務活動費の返還	知事は、会派及び議員が交付を受けた額に残余がある場合、政務活動費の返還を命ずることができる。	条例11条
証拠書類等の整理保管	会派の政務活動費経理責任者及び議員は、会計帳簿を調製し内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を超える日まで保存しなければならない。	規程7条
収支報告書等の閲覧	何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。	条例12条

6 経費別具体例

(1) 調査研究費

会派（所属議員を含む。）又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

区分	具体例
交通費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none">・自家用車の燃料代・航空運賃、船賃、バス代、鉄道賃・タクシー、バス、レンタカー等の借り上げ料・高速有料道路料金、駐車料金等・宿泊代（マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用料等は認められません。）
謝金	<ul style="list-style-type: none">・助言者等への謝礼金
筆耕翻訳料	<ul style="list-style-type: none">・速記、通訳、翻訳料
調査委託費	<ul style="list-style-type: none">・団体又は個人への調査委託費・報告書作成委託費
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none">・電話代、はがき、切手購入費等・宅配、小包等の送料
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none">・現地での会場借り上げ料等
その他の	<ul style="list-style-type: none">・活動先への土産代等・講師への弁当代等

◆留意点

- 「地方行財政等」の「等」には国政に関する事項なども含むものである。
- 視察に係る日程表及び視察報告書等を整理し、保管すること。
- 交通費（他の経費についても同じ）
 - ①公共交通機関（バス、鉄道、地下鉄等）
 - ・原則、領収書の写しを添付する。ただし、領収書を取得することが困難な場合は、支払証明書（21頁～23頁参照）に代えることができる。
 - ②航空機、船舶
 - ・領収書の写しを添付する。
 - ③自家用車
 - ・次の(a)又は(b)いずれかの方法により算出するものとする。
なお、(a)及び(b)両方の算出方法は併用できない。

(a) 移動距離（※）に1km20円（沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下、「費用弁償条例」という。）に規定する車賃）を乗じて算出する。この場合、支払証明書（21頁～23頁参照）に記載することとし、領収書の写しの添付は要しない。

※移動距離の算出方法は、走行距離を実測する方法（1km未満切り捨て）と「起点間距離早見表（60頁参照）」に基づき算出する方法のいずれかとする。

なお、議会の費用弁償が支給される日の充当については、重複の恐れもあることから留意する必要がある。

(b) 政務活動に使用した自家用車の燃料代については、運用の基本原則（1頁）により算出する。領収書の写しを添付する。

・自家用車の維持補修費（車検料、車体修繕料、自動車保険料、部品代等）は、政務活動費で充当することはできない。

④高速・有料道路料金

・領収書の写し又はETC利用明細書の写しを添付する。

⑤駐車場料金

・領収書の写しを添付する。

⑥タクシー料金

・政務活動に当たって、他に利用できる公共交通機関がないか運行本数が少ない場合、緊急の場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できるものとする。

・領収書の写しを添付する。

⑦レンタカー料金

・必要最小限度の範囲内で、レンタカーを使用できる。

・領収書の写しを添付する。

○ バスの借り上げについては、会派や議員が使用する場合にのみ充当可能である。後援会や支援者等に対する借り上げについては、公職選挙法の制限に抵触するおそれがあることから充当することは不適当である。（他の経費についても同じ）

※公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）、第199条の5（後援団体に関する寄附等の禁止）参照

○ 宿泊費は、費用弁償条例に定める以下の額を上限とし、原則実費とする。（他の経費についても同じ）

・甲地方（東京等大都市）：上限 13,100円/1泊あたり

・乙地方（甲地方以外）：上限 11,800円/1泊あたり

※甲地方及び乙地方については、15頁を参照。

○ 調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。ただし、成果品を保管すること。（他の経費についても同じ）

○ 議長の命令に基づく公務視察期間に継続して行う政務活動については、公務の部分と政務活動の部分が時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分できることが必要である。（他の経費についても同じ）

○ 補助者（会派又は議員の雇用する職員、海外視察の際に同行する通訳者及び身体が不自由な議員に対する介助者等）に係る旅費は、政務活動費に充当することができる。（他の経費についても同じ）

(2) 研修費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費
- 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費

区分	具体例
交通費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none">・自家用車の燃料代・航空運賃、船賃、バス代、鉄道賃・タクシー、バス、レンタカー等の借り上げ料・高速有料道路料金、駐車料金等・宿泊代（マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用料等は認められません。）
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none">・会場借り上げ料、会場設備費、機材借り上げ料、看板代等
謝金	<ul style="list-style-type: none">・講師等への謝礼金
筆耕翻訳料	<ul style="list-style-type: none">・速記、通訳、翻訳料
会費等	<ul style="list-style-type: none">・会費、参加費、負担金、資料代
その他	<ul style="list-style-type: none">・講師への弁当代等

◆留意点

- 「(共同開催を含む。)」とは、会派と会派、会派（又は議員）と団体（企業・学校等）、議員と会派、会派（又は議員）と個人などが想定される。
- 会派又は議員が開催主体となる場合の会費には、共催団体等への分担金、年（月）会費等を含む。
- 「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む。
- 研修会等への参加に要する交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。
- 研修会等の内容が確認できるよう、開催通知やプログラム等の文書を保管すること。
- 政党が開催する政策研究会への参加は、純粹に研修を目的とすることについて合理的な説明が行えない限り政党活動とみなされ、政務活動費を充当することは不適当である。
また、政党の政策パンフレットをそのまま配布することについても合理的な説明が行えない限り政党活動とみなされ、政務活動費を充当することは不適当である。

(3) 広聴広報費

会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費

区分	具体例
広報紙、報告書等作成費	・企画、印刷、製本代、原稿料等
委託費	・ホームページ作成及び管理費 ・写真撮影料等
交通費・宿泊費	・自家用車の燃料代 ・航空運賃、船賃、バス代、鉄道賃 ・タクシー、バス、レンタカー等の借り上げ料 ・高速有料道路料金、駐車料金等 ・宿泊代（マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用料等は認められません。）
通信運搬費	・はがき、切手購入費等 ・宅配、小包等の送料
使用料及び賃借料	・会場、機材等借り上げ料、会場設営費等

◆留意点

- 「県政に関する政策等」の「等」とは、会派又は議員の政策、国政の課題などを含む。
- ホームページを含め広報の内容が、県政や地域の問題など住民福祉の増進を図るという政務活動の内容にかなつたものであれば充当可能である。ただし、掲載内容に政務活動以外の活動（政党活動、後援会活動、選挙活動等）が含まれている場合は、紙面等に応じて按分する。
- 交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。

(4) 要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

区分	具体例
印刷製本費	・印刷代、製本代等
通信運搬費	・はがき、切手購入費等
筆耕翻訳料	・速記、通訳、翻訳料
交通費・宿泊費	・自家用車の燃料代 ・航空運賃、船賃、バス代、鉄道賃 ・タクシー、バス、レンタカー等の借り上げ料 ・高速有料道路料金、駐車料金等 ・宿泊代（マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用料等は認められません。）

◆留意点

- 「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、米軍関係機関、国會議員等に対する要請陳情活動などが想定される。
- 「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」（会議費）とは区別している。
- 「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含む。
- 政務活動費は、原則として行為主体である会派や議員の活動（補助者を含む。）に対して充てるものであるため、自身以外に係る経費（例えば要請陳情に同行する地域関係者や陳情に必要な参考人（大学教授等の有識者）等の同行旅費）を政務活動費で充当することはできない。
- 交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。

(5) 会議費

- 1 会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費
- 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員の参加に要する経費

区分	具体例
使用料及び賃借料	・会場、機材等借り上げ料、会場設営費等
謝金	・講師等に対する謝礼金
筆耕翻訳料	・速記、通訳、翻訳料
資料印刷費	・印刷、製本費等
会費等	・会費、会議参加費、負担金、資料代
交通費・宿泊費	・自家用車の燃料代 ・航空運賃、船賃、バス代、鉄道賃 ・タクシー、バス、レンタカー等の借り上げ料 ・高速有料道路料金、駐車料金等 ・宿泊代（マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用料等は認められません。）
その他	・看板代、横断幕、茶菓子代等

◆留意点

- 会派又は議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議（各種打ち合わせのための会議等）も含まれる。ただし、会議の目的や内容により政党活動と区別することが必要である。
- 「住民相談会」は会議として開かれるものであり、個別の住民との住民相談（要請陳情等活動費）とは区別される。
- 「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨である。
- 「団体等」の「等」は、企業、学校、個人などを含むものである。
- 県政に関する各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種発会式等）のうち、公務として認められるものと同内容のものへの出席については充当することができる。
- 交通費、宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。

(6) 資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

区分	具体例
資料印刷費	・印刷、製本費等
委託費	・資料作成委託費、原稿料、速記代等
その他	・パネル等作成費 ・写真の現像・焼き付け代等 ・紙代、インク代、トナーレス等

◆留意点

- 資料は基本的には(1)調査研究費以外で必要な資料（事務的打ち合わせのための資料等）が対象となる。
- 資料作成を外部に委託することも対象となる。

(7) 資料購入費

会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

区分	具体例
書籍等購入費	・書籍、DVD等購入費
新聞雑誌等購読料	・新聞購読料、雑誌代、有料データベース利用料

◆留意点

- 「図書、資料等」の「等」は、電子書籍や新聞の電子版など電子データも含む。
- 「購入、利用等」の「等」は、会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費（年間費、月会費等）などを含む。
- 県政又は住民の福祉の増進に関わりのある国政に関する事項等も対象とすることを前提としている。
- 書籍やDVD等を購入した場合は、余白に書籍等のタイトルを記入すること。

(8) 事務所費

議員が行う活動に係る必要な事務所の設置及び管理に要する経費

区分	具体例
使用料及び賃借料	・事務所の敷地や建物の賃借料、事務所の駐車場代
管理運営費	・事務所の光熱水費、事務所の看板代等

◆留意点

- 政務活動費への充当にあたっては、以下の事務所としての要件を満たし、かつ実際に政務活動に使用されている場合に充当できる。
<事務所としての要件>
 - ① 事務所としての外形上の形態を有していること。
 - ② 事務所としての機能（事務スペース、事務用備品等）を有していること。
 - ③ 賃貸の場合、原則として、契約者は議員であり、書面による賃貸借契約が締結されていること。

なお、政党、後援会名義等で賃借し、政党、後援会業務に使用している事務所を議員の政務活動業務にも使用する場合は、議員と政党、後援会等との間で、使用料等を明記した契約を結ぶことが望ましい。使用領域（面積）並びに政務活動、政治団体活動及びその他活動の全時間に占める政務活動の割合を総合的に勘案し、按分する。
- 議員本人・配偶者・生計を一にする者の所有物件の賃借料に政務活動費を充当することはできない。ただし、管理費については充当できる。
- 議員・配偶者・生計を一にする親族が役員を務める会社所有の事務所の賃借については、政務活動費が自己に還流する可能性があることから、充当することは不適当である。ただし、管理費については充当できる。
- 賃貸借契約の場合、敷金、火災保険料、更新手数料、保証金については、政務活動に直接必要な経費とは認められず、充当することはできない。
なお、礼金及び仲介手数料については、充当できる。
- 管理運営費は、事務所賃借料に準じた考え方で按分等を行う必要がある。
- 資産価値が向上する事務所の修繕費等は充当することはできない。
- 光熱水費等の延滞金は充当できない。また、対象外の年度が含まれる場合は日割り計算する。
- 事務所の環境美化のための経費（清掃代等）は充当することはできない。
- 駐車場代は、来客者専用駐車場のみ充当できる。来客者用が、議員本人、事務所職員等と兼用となっている場合は、合理的な理由により按分する。
- 選挙のために事務所を使用する場合は、合理的に説明できる範囲内で按分するか、若しくは、充当しない等適切に判断する。

(9) 事務費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に必要な経費

区分	具体例
消耗品費	・事務用品代、消耗品代、パソコンソフト等の購入代、写真現像代
備品購入費	・各種事務備品の購入費
修繕料	・事務用品、備品等の修理代
通信連絡費	・電話代、インターネット回線料、プロバイダー料、はがき、切手購入費等、宅配小包等の送料
使用料及び賃借料	・複写機、ファクシミリ、パソコン等OA機器借り上げ料、自動車等リース料等

◆留意点

- 後援会等の活動においても使用する事務機器等の経費については、利用の割合等（使用時間（概数）・使用頻度等）に応じた合理的理由により按分すること。
- 携帯電話料及びタブレット等は、運用の基本原則（1頁）により算出する。
- 電化製品等の5年保証など、保証代金は充当できない。
- 事務用品や消耗品等は、領収書の余白へ購入した商品名を記入すること。
- 自動車リース料は、運用の基本原則（1頁）により算出する。ただし、契約終了後に自動車所有権を取得しない契約であること。
- 備品、消耗品等については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することが可能である。ただし、政務活動以外の活動に使用する場合は、按分することが適当である。その際、資産形成に資することができないよう留意する必要がある。高額なOA機器類等は、リース等で対応する必要がある。
- 冷蔵庫、エアコン、ソファー等の事務所の環境美化のための備品の購入には充当できない。
- 備品購入に当たっては、取得価額が10万円以上のものは、耐用年数を考慮し、残りの任期相当分となる一部の額を充当対象とする。（各備品の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一を参照）

（計算例）平成24年6月25日に任期を開始し、平成28年6月24日に任期満了となる議員が、平成24年10月5日に政務活動に使用するため、16万円のノートパソコンを購入した場合。

*ノートパソコンの耐用年数4年 *任期満了までの年数 3年9月（1月末満切り上げ）

$$16\text{万円} \div 4\text{年} (48\text{月}) \times 3\text{年}9\text{月} (45\text{月}) = 14\text{万}9,999\text{円}$$

政務活動費充当可能額は149,999円となる

(10) 人件費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

区分	具体例
給与、手当	・雇用職員の給与、諸手当
賃金	・日雇い、短期アルバイト等の賃金
社会保険料	・社会保険料、雇用保険料の雇用主負担分

◆留意点

- 会派又は議員の政務活動を補助する者に限られる。したがって、もっぱら運転に従事する者には支出できない。
- 生計を一にする者には支出できない。
- 雇用契約書、給与の支払いが証明できる書類等を保管しておくこと。
- 後援会等と兼任している場合は、業務実態に応じて按分する。

7 政務活動費を充当するのに適しない例

◇ 政党活動への支出

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 県連（政党等）活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党组织の事務所の設置維持経費（人件費を含む）
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党的役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費

◇ 選挙活動への支出

例)

- ・ 衆・参議員選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

◇ 後援会活動への支出

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔餞別費等（病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費）
- ・ 冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）
- ・ 宗教活動（檀家総代会、報恩講、宮参り等）
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

8 会費として支出するのに適しない例

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して収める年会費、月会費
- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
(例)
町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等
- ・ 政党（県連）本来の活動に伴う党大会、党費、党大会賛助金等
- ・ 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ部等）の会費
- ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 冠婚葬祭の経費（結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等）
- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

9 宿泊料

下記の限度額内とする。

・甲地方 1夜につき13,100円 ・乙地方 1夜につき11,800円

甲地方の地域（旅費事務の手引きより）

都道府県	地域
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区 八王子市 立川市 武藏野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小金井市 国分寺市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市
神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市 三浦郡葉山町
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 和泉市 箕面市 高石市 東大阪市
兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市
福岡県	福岡市 北九州市

乙地方は、上記の甲地方以外の市町村

II 政務活動費の事務

1 事務手続きの流れ

(基本)

政務活動費の交付決定	議長は、毎年、4月1日現在における会派及び議員について知事に通知し、知事は、この通知に基づき会派代表者及び議員に政務活動費の交付決定を通知する。 (条例第7条、第8条)
------------	---



請求書の提出	会派代表者及び議員は、毎四半期の最初の月（4月・7月・10月・1月）の15日までに、知事に提出する。 (条例第9条・規程第4条)
--------	---



政務活動費の交付	知事は、請求された政務活動費を指定口座へ振り込む。 (条例第9条)
----------	--------------------------------------



収支報告書等の提出	会派代表者及び議員は、収支報告書及び領収書等の写しを年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出する。(条例第10条) 議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写しを知事に送付する。(規程第6条)
-----------	--



残余額の返還	会派又は議員は、政務活動費に残余額がある場合は、知事に返還する。(条例第11条)
--------	--

2 会派結成届等の手続き

(1) 会派結成届

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとする場合は、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、議長に会派結成届を提出する。(条例第6条第1項)

(2) 会派異動届

会派結成届の内容に異動が生じた場合は、議長に会派異動届を提出する。(条例第6条第1項)

(3) 会派解散届

会派を解散した場合は、議長に会派解散届を提出する。(条例第6条第2項)

(4) 振込口座の申請

政務活動費の交付は、指定口座への振り込みにより行う。交付前に指定口座の登録手続きを行う必要があるので、債権者登録申請書を事務局へ提出する。変更がある場合も同様となる。

(債権者登録申請書は事務局（総務課）に備えてあります。)

3 証拠書類の整理保管等

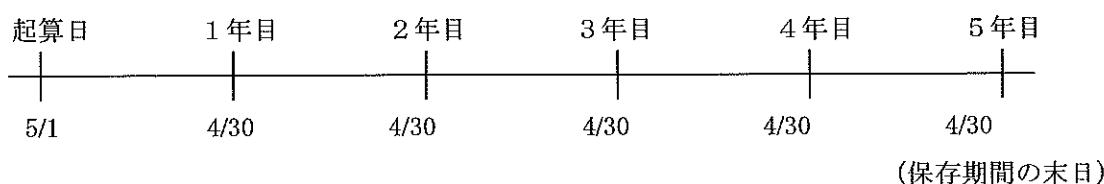
(1) 整理・保管義務

会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内容を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務づけられている。

(規程第7条)

※例：収支報告書提出期限が4月30日の場合

翌日（5月1日）から5年を経過する4月30日まで



(2) 整理・保管する証拠書類

ア 会計帳簿

政務活動費にかかる会計帳簿は、必ず備え付けなければならない（規程第7条）。様式は任意。（24頁～25頁参照）

イ 領収書

全ての領収書（受領書、振込受領書その他これに類する書類を含む。）について整理・保管する。

収支報告書提出時にはその写しを提出すること。

ウ 支払証明書

領収書等が取得できない場合は、支払証明書（21頁～23頁参照）を作成し保管する。ただし、領収書等の紛失を理由とした作成は認められない。

収支報告書提出時には、押印された原本を提出する。

エ 政務活動記録簿

視察等を行った場合は、政務活動記録簿を作成し、整理・保管する。（37頁参照）

オ 雇用契約書等

雇用した職員の雇用契約書、給与の支払いが証明できる書類等を整理・保管する。（35、36頁参照）

4 収支報告

(1) 収支報告書等の提出（条例第10条）

会派の代表者及び議員は、政務活動費の交付を受けた年度の終了後、収支報告書を作成し、政務活動費の支出に係る領収書等の写しを添えて議長に提出しなければならない。

会派が消滅した場合、任期満了、辞職等により議員でなくなった場合も同様となる。

(2) 領収書等の提出方法

領収書等はその写しを提出する。

収支報告書との照合が円滑に行えるよう支出項目別に整理し、A4サイズに統一してコピーする。

また、写しの余白には下記について記入すること。（ウ、エは該当す

る場合のみ。)

- ア 支出項目名
- イ 領収書等整理番号（支出項目別の連番）
- ウ 自動販売機利用等（領収書の発券がある場合）で、必要な場合は、使途の補足説明
- エ 按分又は一部充当がある場合は、按分の割合や支払額
様式は任意であるが、領収書等貼付用紙の参考様式及び記入例を参照
(26頁～28頁)。

(3) 収支報告書等の提出期限（条例第10条）

- ア 交付を受けた年度終了日の翌日から起算して30日以内
- イ 会派が消滅した場合は消滅した日の翌日から起算して30日以内
- ウ 議員でなくなった場合は議員でなくなった日の翌日から起算して
30日以内
なお、提出期限の日が県の休日に当たる場合は、県の休日の翌日を提
出期限とする。

5 残余の返還

(1) 残余とは（条例第11条）

- ア 使途基準に従って行った支出の総額が、交付を受けた政務活動費
の総額を下回った場合の差額をいう。
- イ 収支報告書に添付された領収書等の写しの内容から、使途基準に
従わない支出と判断された場合には、この支出に相当する額も残余
となる。
- ウ 領収書等の写しが添付されない支出にあっては、使途基準に従っ
た支出かどうかの判断ができないことから、残余とみなさる。

(2) 残余の返還方法

- ア 残余が生じた場合には、会派代表者又は議員はこれを知事に返還
しなければならない。
- イ 返還の場合、知事から返還の通知とともに、納入通知書が送付さ
れるので、最寄りの金融機関から納付すること。

6 収支報告書等の閲覧

(1) 収支報告書等の閲覧制度

何人も議長に対し、提出された収支報告書と領収書等の写しの閲覧を請求することができる。(条例第12条第2項)

また、議長に提出された後の収支報告書と領収書等の写しは、沖縄県情報公開条例(59頁参照)に基づく開示請求の対象となる。

(2) 閲覧の開始時期

閲覧は、提出期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から請求することができる。(規程第8条、閲覧要綱(57頁参照))

※例：収支報告書提出期限が4月30日の場合

翌日(5月1日)から起算して60日経過後の翌日である6月30日からとなるが、この日が県の休日に当たる場合は、県の休日の翌日からとなる。

7 税制上の取扱い

(1) 会派

会派は「人格のない社団」であるが、「人格のない社団」に対する所得課税については、収益事業を行う範囲において課税されるものである。会派は収益事業を行っていないので課税されない。

(2) 議員

ア 所得税法上の取扱い

議員個人に交付される政務活動費は、所得税法上での「雑所得」として扱われるが、交付制度上、政務活動費に残余が生じた場合はこれを返還することとなっており、結果的に収入と費用が同額となるため、課税所得は生じないこととなる。

イ 確定申告

議員の場合、給与所得以外の所得が20万円を超える者は確定申告を行わなければならないが、課税所得がない場合には確定申告の義務はない。

ウ 税務調査

確定申告をしない場合であっても税務署は税務調査権を有していることから、税務調査があった場合には対応しなければならない。

したがって、会計帳簿や支出に係る証拠書類をきちんと整理保管しておく必要がある。

資料

1 様式及び記入例

〈様式〉

	頁
(1) 支払証明書（会派）（第7号様式(規程第5条関係)）	21
(2) 支払証明書（議員）（第8号様式(規程第5条関係)）	22

〈参考様式〉

(1) 会計帳簿（参考様式-①）	24
(2) 領収書等貼付用紙（参考様式-②）	26
(3) 事務所概要記録簿（参考様式-③）	29
(4) 雇用職員等の賃金台帳（参考様式-④）	31
(5) 雇用職員確認票（参考様式-⑤）	33
(6) 雇用契約書（参考様式-⑥）	35
(7) 政務活動活動記録簿（参考様式-⑦）	37

2 関係法令

(1) 地方自治法（抜粋）（昭和22年4月17日法律第67号）	38
(2) 沖縄県政務活動費の交付に関する条例	39
(平成13年3月16日条例第3号)	
(3) 沖縄県政務活動費の交付に関する規程	47
(平成13年3月16日議会告示第1号)	
(4) 沖縄県政務活動費收支報告書閲覧要綱	57
(平成13年3月28日議長決裁)	
(5) 沖縄県情報公開条例（抜粋）	58
(平成13年10月23日条例第37号)	

3 起点間距離早見表59

第7号様式（第5条関係）

支 払 証 明 書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

会 派 名

代表者名

印

注1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。

2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

第8号様式（第5条関係）

支 払 証 明 書

項目	費		支払合計額	円
支払年月日	支払額（円）	支 払 先	内 容 等	備 考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

沖縄県議会議員

印

注1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。

2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

支 払 証 明 書

項 目	調 査 研 究 費		支 払 合 計 額	17,720 円
支 払 年 月 日	支 払 額 (円)	支 払 先	内 容 等	備 考
○年7月28日	900	自家用車 燃料代	〇〇〇調査 那覇市A 沖縄市 往復	早見表
○年8月18日	2,660	自家用車 燃料代	〇〇〇調査 那覇市A 名護市 A 往復	早見表
○年8月19日	440	自家用車 燃料代	〇〇〇調査 那覇市A 糸満市 A 往復	早見表
○年8月20日 ～8月22日	5,260	自家用車 燃料代	〇〇〇調査 263km×20円 那覇市発 本島北部一円	(宿泊調査)
○年11月16日	2,600	自家用車 燃料代	〇〇〇調査 那覇市A 名護市 D 往復	早見表
○年1月20日	4,200	自家用車 燃料代	〇〇〇調査 那覇市A 東村 B 往復	早見表
○年2月2日	1,660	自家用車 燃料代	〇〇〇調査 那覇市A うるま市 E 往復	早見表

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成〇年 3月 31日

沖縄県議会議員 沖縄太郎

印

(注記略)

參考樣式—①

籌帳計會

金派名·議員名

会派は、支出項目の事務所費を抹消して作成してください。

会計帳簿

会派名・議員名

記入例

(平成25年7月分)

月 日	摘要	収入額	支出額	残額	経費 (領収書等整理番号)						備考	
					調査研究費	研修費	公職旅費	要請謝持等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	
7月1日	前月繰越		1,100									
7月8日	コピー用紙代	2,000	-900								2,000	11
7月8日	コピートナー一代	3,000	-3,900								3,000	12
7月10日	事務所賃借料	35,420	-39,320								35,420	
7月10日	新聞代	3,600	-42,920								3,600	2
7月14日	○○○調査委託費	60,000	-102,920	60,000								
7月16日	△△△調査航空賃	48,000	-150,920	48,000								
7月17日	△△△調査宿泊費	10,000	-160,920	10,000								
7月21日	政務活動費 7月交付分	450,000		289,080							4,500	13
7月25日	携帯電話代	4,500	284,580									
7月25日	職員給与1名分	100,000	184,580								100,000	
7月28日	燃料代	900	183,680	900								
7月31日	事務所電話代	5,600	178,080								5,600	14
月 計		450,000	273,020		118,900						3,600	35,420
累 計		900,000	721,920	178,080	118,900						16,340	141,680
											45,000	400,000

注 会派は、支出項目の事務所費を抹消して作成してください。

参考様式一②

(領収書等貼付用紙)

項目 (費)

- 注 1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に使途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、余白に充当額を記載して下さい。

記入例

参考様式-②

※

項目(調査研究費)←

※支出項目名を記入

(領収書等貼付用紙)

して下さい。

領 収 書		No. 0000
沖縄太郎 様 株式会社〇〇 印		
※ 下記の金額正に領収いたしました 〒900-000		
1 金 60,000円 那覇市〇〇〇丁目〇番〇号	但し 〇〇〇調査委託費として	
○年7月14日		取扱者 印
印	印紙	

ANA 領 収 書	
沖 縄 太 郎 様	
※ 2 ￥48,000 (税込) (クレジット支払 ￥48,000含む)	
但し、旅客運賃料金として。 上記の金額正に領収致しました。	
全日本空輸株式会社	印紙税申告 納付につき OO承認済
発行日: 00-07-16	端末番号: 00000
発行所: ANAオキナワクウコウ	

〇〇〇調査
那覇福岡往復航空賃 ※

※自動販売機利用等で、必要な場合は、
余白に使途の補足説明を記載して下
さい。

領 収 書		No. 0000
沖縄太郎 様 ホテル〇〇〇 印		
※ 3 下記の金額正に領収いたしました 〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号		
金 10,000円	但し 〇〇年7月16日宿泊代として	○年7月17日

※領収書等整理番号を
記入して下さい。

(注記略)

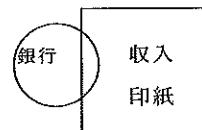
記入例

(領収書等貼付用紙)

参考様式-②

項目 (事務所 費)

振込受取書 振込金受付書	
ご依頼日	○年○月○日
振込先銀行	○○銀行○○支店 預金種目(普) 口座番号○○○○○
7 お受取人	(株)○○○○様 金額 ¥70,000円
ご依頼人	沖縄太郎 手数料 840円
(株)○○銀行	



事務所賃借料 按分率1/2 支払額35,420円 ※

(振込手数料も充当対象とすることができます。)

※按分による支払がある場合は、
余白に按分の割合と支払額を記
載して下さい。

(注記略)

参考様式一③

年度 事務所概要記録簿

議員名 _____

1 所在地 住 所 _____

電話番号 _____

延べ床面積 _____ m²

2 所有区分

自宅兼事務所

専用事務所

自己所有物件

賃借事務所 所有者 (親族 ・ 関連会社 ・ 第三者)

賃貸借契約先 []

その他 []

3 他用務との兼用の有無

有 (後援会事務所 ・ 政党事務所 ・ その他 [])

無

4 按分の積算

使用実態による按分 (使用面積、使用時間による)

使用面積 事務所全体面積 _____ m² (A)

(内、政務調査活動に使用する面積 _____ m² (B))

使用時間 事務所使用時間 _____ 時間 (A)

(内、政務調査活動に使用する時間 _____ 時間 (B))

按分率 (B) / (A) = _____ / _____

活動状況に応じた按分 (使用実態が明確に区分できない場合)

1 / 2

その他 []

5 主な経費の支出

・賃料 _____ 円 / 月 按分後 _____ 円 / 月

・[] _____ 円 / 月 按分後 _____ 円 / 月

・[] _____ 円 / 月 按分後 _____ 円 / 月

6 その他特記事項

注 必要な箇所を記入し、□の該当する項目にレ印又は■を、また、選択する事項を○で囲んでください。

記入例

参考様式③

平成25年度 事務所概要記録簿

議員名 沖縄二郎

1 所在地 住 所 那覇市〇〇〇〇 〇〇ビル〇〇〇号室

電話番号 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇

延べ床面積 60.0 m²

2 所有区分

自宅兼事務所

専用事務所

自己所有物件

賃借事務所 所有者 (親族 ・ 関連会社 ・ 第三者)]

その他 []

3 他用務との兼用の有無

有 (後援会事務所) ・ 政党事務所 ・ その他 [])

無

4 按分の積算

使用実態による按分 (使用面積、使用時間による)

使用面積 事務所全体面積 60.0 m² (A)

(内、政務調査活動に使用する面積 40.0 m² (B))

使用時間 事務所使用時間 時間 (A)

(内、政務調査活動に使用する時間 時間 (B))

按分率 (B) / (A) = 2 / 3

活動状況に応じた按分 (使用実態が明確に区分できない場合)

1 / 2

その他 [])

5 主な経費の支出

・賃料 90,000 円／月 按分後 60,000 円／月

・[] 円／月 按分後 円／月

・[] 円／月 按分後 円／月

6 その他特記事項

注 必要な箇所を記入し、□の該当する項目にレ印又は■を、また、選択する事項を○で囲んでください。

参考様式一④

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等住所・氏名 _____

(年度)

単位：円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	備 考
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
合 計					

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等住所・氏名 〇〇〇〇〇〇

(平成25年度)

単位：円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	備 考
4月25日	200,000	20,000	4,000	176,000	按分1/2
5月25日	200,000	20,000	4,000	176,000	以下同
6月25日	200,000	20,000	4,000	176,000	
7月25日	200,000	20,000	4,000	176,000	
8月25日	200,000	20,000	4,000	176,000	
9月25日	200,000	20,000	4,000	176,000	
合 計	1,200,000	120,000	24,000	1,056,000	

参考様式-⑤

雇用職員確認票

議員名 _____

雇用職員名 _____

雇用職員について、下記に○を記入してください。

- ① 議員の親族 • 議員の親族外
- ② 議員と生計同一 • 議員と生計別
- ③ 政務活動専従 • 他の活動（後援会等）兼務
- ④ 雇用実態が確認できる書類を添付
- 雇用契約書 • 出勤簿 • タイムカード

参考様式-⑤

記入例

雇用職員確認票

議員名 沖縄 太郎

雇用職員名 沖縄 花子

雇用職員について、下記に○を記入してください。

- ① 議員の親族 • 議員の親族外
- ② 議員と生計同一 • 議員と生計別
- ③ 政務活動専従 • 他の活動（後援会等）兼務
- ④ 雇用実態が確認できる書類を添付
- 雇用契約書 • 出勤簿 • タイムカード

参考様式-⑥

雇 用 契 約 書

氏名	生年月日 年 月 日
住所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
就業場所			
職務内容			
就業時間			
休日			
給与(賃金)	月給	円 (時給	円)
給与支払日	日〆切	日支払	
支払方法	直接払い	口座振替	
備考			
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成 年 月 日

雇用者 氏名 印

被雇用者 氏名 印

参考様式-⑥

記入例

雇用契約書

氏名	沖縄 花子	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
住所	那霸市泉崎1-2-3	電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成25年 4月 1日 ~ 平成26年3月31日		
就業場所	那霸市〇〇〇〇 沖縄県議会議員 沖縄太郎事務所		
職務内容	政務調査に係る事務補助及び関係書類作成		
就業時間	午前10時から午後5時まで（休憩時間 12時～13時）		
休日	土日祝祭日、年末年始、盆休（1日）		
給与（賃金）	月給	100,000 円	（時給 円）
給与支払日	毎月月末〆切 每月10日支払		
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替		
備考			
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成25年 4月 1日

雇用者 氏名 沖縄 太郎 印

被雇用者 氏名 沖縄 花子 印

参考様式-⑦

政務活動記録簿

会派名・議員名

年月日			
場所			
相手方 (主催者)			
参加者氏名			
目的・内容・ 結果等			
上記活動に 要した経費	使途項目	内 容	金額
			円
			円
			円
			円
			円
備考			

年月日			
場所			
相手方 (主催者)			
参加者氏名			
目的・内容・ 結果等			
上記活動に 要した経費	使途項目	内 容	金額
			円
			円
			円
			円
			円
備考			

※会議や研修等の開催通知・プログラム・資料等を整理保管して下さい。

地方自治法（抜粋）

昭和22年4月17日法律第67号

第2編 普通公共団体

第6章 議会

第2節 権限

(調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

沖縄県政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月16日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、沖縄県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、沖縄県議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第3条 政務活動費は、会派及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る政務活動費)

第4条 会派に交付する政務活動費の額は、月額100,000円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、月の初日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数による。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務活動費)

第5条 議員に交付する政務活動費の額は、月額150,000円とする。

2 前項の政務活動費は、基準日に在職する議員に対し交付するものとする。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

(会派の届出)

第6条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該代表者は別に定める様式により会派結成届を沖縄県議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を速やかに提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第7条 議長は、毎年、4月1日現在における前条第1項の規定により届出のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、同月10日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の中途において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の15日(その日が沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、各四半期の中途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、当該月数分の政務活動費を速やかに交付するものとする。
- 3 各四半期の中途中において、新たに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、会派結成届が提出された日又は任期開始日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派又は当選議員に対し交付する。
- 4 各四半期の中途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費については、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、その下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、当該会派の代表者は、その上回る額を速やかに知事に返還しなければならない。
- 5 各四半期の中途中において、会派が消滅(解散を含む。以下同じ。)したときは、当該会派の代表者は、消滅した日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。
- 6 各四半期の中途中において、議員が辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。

(収支報告書)

- 第10条** 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、第1号様式又は第2号様式によりその交付を受けた年度終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、第1号様式により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
 - 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、第2号様式により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
 - 4 前3項の収支報告書を提出するときは、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(証拠書類を徴することが困難であると認められる場合は、議長が別に定める書類。以下「領収書等」という。)を併せて提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第11条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

- 第12条** 第10条の規定により提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第13条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月22日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第31号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の沖縄県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月18日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月28日条例第4号）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日（平成25年3月1日）から施行する。

2 改正後の沖縄県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に提出されている改正前の沖縄県政務調査費の交付に関する条例第5条の規定による会派の届出は、新条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

別表第1（第2条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第2条関係）

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動に係る必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

第1号様式（第10条関係）

年　月　日

沖縄県議会議長 殿

会派名

代表者名 印

年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第 項に基づき、別紙のとおり 年度
政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費收支報告書

会派名

1 収入 政務活動費 _____円

2 支出
(単位:円)

経費	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
人件費		
合計		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 _____円

第2号様式（第10条関係）

年　月　日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 印

年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第 一項に基づき、別紙のとおり 年度
政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年 度 政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

沖縄県議会議員

1 収 入 政務活動費 _____円

2 支 出
(単位:円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合 計		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 _____円

沖縄県政務活動費の交付に関する規程

平成13年3月16日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県政務活動費の交付に関する条例（平成13年沖縄県条例第3号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第6条各項の規定による提出は、同条第1項の会派結成届又は会派異動届にあっては第1号様式又は第2号様式、同条第2項の会派解散届にあっては第3号様式によるものとする。

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第7条各項の規定による通知は、第4号様式によるものとする。

(政務活動費の請求)

第4条 条例第9条第1項の規定による請求は、会派にあっては第5号様式、議員にあっては第6号様式によるものとする。

(支払証明書)

第5条 条例第10条第4項に規定する議長が別に定める書類は、支払証明書とし、会派にあっては第7号様式、議員にあっては第8号様式によるものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第6条 議長は、第9号様式に、条例第10条の規定により提出された収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）の写しを添付して知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第7条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第8条 条例第12条第2項の規定に基づく収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

2 前項の閲覧は、議長が指定する場所及び時間内にしなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日議会告示第1号）

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議会告示第1号）

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年　　月　　日

沖縄県議会議長 殿

会派名

代表者

印

会派結成届

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出
ます。

記・

1 会派の名称

2 代表者の氏名

3 政務活動費経理責任者の氏名

4 所属議員数

5 所属議員氏名

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

会派名

代表者

印

会派異動届

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費 経理責任者の 氏 名		
所属議員数		
異動のあつた 所属議員氏名		

第3号様式（第2条関係）

年　　月　　日

沖縄県議会議長 殿

会派名

代表者

印

会派解散届

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出
ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県議会議長 印

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

1 会派について

別紙会派結成（異動、解散）届のとおり。

2 議員について

別紙議員名簿のとおり。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

会派名

代表者

印

年度政務活動費請求書

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円

ただし、 年 月分～ 年 月分 (所属議員数 名)

下記口座に振替えてください。

金融機関名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

第6号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県議会議員 印

年度政務活動費請求書

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円

ただし、 年 月分～ 年 月分

下記口座に振替えてください。

金融機関名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

第7号様式（第5条関係）

支 払 証 明 書

項目	費		支払合計額	円
支払年月日	支払額(円)	支 払 先	内 容 等	備 考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

会 派 名

代表者名

印

注1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。

2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

第8号様式（第5条関係）

支 払 証 明 書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

沖縄県議会議員

印

注1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。

2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

第9号様式（第6条関係）

年　　月　　日

沖縄県知事 殿

沖縄県議会議長

印

政務活動費収支報告書等(写)の送付について

沖縄県政務活動費の交付に関する規程第6条の規定により、
収支報告書等の写しを別添のとおり送付します。

年度政務活動費

沖縄県政務活動費収支報告書等閲覧要綱

平成13年3月28日議長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県政務活動費の交付に関する規程（平成13年沖縄県議会告示第1号。以下「規程」という。）第8条第3項の規定に基づき、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(収支報告書等に不開示情報が記録されている場合の取扱い)

第2条 収支報告書等に記録されている情報に、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条の不開示情報がある場合は、当該不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

(閲覧場所)

第3条 規程第8条第2項の議長が指定する場所（以下「閲覧場所」という。）は、沖縄県議会事務局総務課内とする。ただし、議長が必要があると認めたときは、他の場所に変更することができる。

(閲覧時間等)

第4条 規程第8条第2項の議長が指定する時間は、次項に掲げる日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

2 閲覧に供しない日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 6月23日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日）

3 議長は、収支報告書等の整理その他特別の理由により必要があると認めたときは、前項の日以外の閲覧に供しない日を設け、又は第1項の閲覧に供する時間を変更することができる。

(閲覧手続)

第5条 収支報告書等を閲覧しようとする者は、閲覧場所において、収支報告書等閲覧者記録簿（別記様式）に閲覧年月日、閲覧者の氏名及び住所等所定の記載事項を記入しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、閲覧に際しては、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 複写機、写真機、映写機及びこれらに類する機器類により収支報告書等を複写し、又は撮影などをしないこと。

(2) 他の閲覧者や事務局職員に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持ち込まないこと。

(3) 音読し、高笑し、又は不体裁な行為や他人の迷惑となる行為をしないこと。

(4) みだりに閲覧場所を離れないこと。

(5) 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、き損、汚損又は加筆等を行わないこと。

(6) 収支報告書等は、閲覧場所以外の場所に持ち出さないこと。

(7) 閲覧した収支報告書等は、係員に返却すること。

(8) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者が沖縄県政務活動費の交付に関する条例（平成13年沖縄県条例第3号）、規程及びこの要綱の規定に違反したときは、収支報告書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

沖縄県情報公開条例（抜粋）

平成13年10月23日条例第37号

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1） 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるここととなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（4）～（7） 略